

災害応急対策業務に関する協定書

南部町（以下「甲」という。）とグリーンパーク大山株式会社（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の災害応急対策業務の実施に関して次のとおり協定して締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、町民の生命、身体及び財産の安全のための災害応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）町内に大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。
- （2）その他町長が特に災害応急対策業務が必要であると認めるとき。

（応急対策業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する災害応急対策業務は次のとおりとする。

- （1）避難者に対する業務
 - （ア）被災者のクラブハウスへの収容
 - （イ）被災者の駐車場の利用
 - （ウ）飲料水及び食料の提供
 - （エ）浴場の提供
 - （オ）臨時ヘリポートの設置
 - （カ）被災者の輸送協力
- （2）町長の指定する避難所に対する業務
 - （ア）炊き出しに関すること
 - （イ）飲料水の提供に関すること
- （3）その他
 - （ア）その他被災者の救援活動のため実施可能な事項

（連絡体制）

第4条 この協定に係る連絡体制は、次のとおりとする。

- （1）乙が営業をおこなっている日においては、甲から電話等により連絡し乙の許可を得る。
- （2）乙が営業をおこなっていない日においては、乙に勤務する者への連絡により許可を得る。

（経費の負担）

第5条 災害応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

- 2 前項に定める費用の算定については、災害発生時での実費用を基準として、甲乙協議して定める。

（効力）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から異議申し立てのない場合、協定はさらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 3月19日

甲 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

南部町

南部町長

坂本昭文



乙 鳥取県西伯郡南部町荻名753番地

グリーンパーク大山株式会社

代表取締役社長

宇連武敏

